

# 国民健康保険税の改正のお知らせ

## 1. 課税限度額が変わりました。

- ・国民健康保険税の後期高齢者支援金分に係る課税限度額が次のとおり引き上げました。

	課 税 区 分			
	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	全 体
改正前	65万円	20万円	17万円	102万円
改正後	改正無し	22万円(+2万円)	改正無し	104万円(+2万円)

## 2. 軽減対象世帯を判定する所得控除額を引き上げました。

- ・5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯を判定する所得控除額を次のとおり引き上げ、軽減対象世帯を拡大しました。

軽減区分		改正内容
5割軽減	改定前	基礎控除額(43万円)+28.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+{10万円×(給与所得者等の数-1)}
	改正後	基礎控除額(43万円)+29万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+{10万円×(給与所得者等の数-1)}
2割軽減	改正前	基礎控除額(43万円)+52万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+{10万円×(給与所得者等の数-1)}
	改正後	基礎控除額(43万円)+53.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+{10万円×(給与所得者等の数-1)}

## 3. 令和5年度の国民健康保険税率は据え置きです。

- ・令和5年度の国民健康保険税率は次のとおり令和3年度から据え置きとなりました。

税区分		令和5年度税率 【令和3年度から据え置き】
医療分	所得割	8.80%
	均等割※1	34,000円
	平等割※2	35,000円
後期高齢者支援金分	所得割	2.70%
	均等割※1	10,000円
	平等割※2	12,000円
介護納付金分	所得割	1.50%
	均等割※1	9,000円
	平等割※2	7,500円

※1 均等割は一人当たりの金額です。

※2 平等割は一世帯当たりの金額です。

●上記金額に対し各種減免等の制度があります。

【問合せ】

保健福祉課 保険・医療グループ  
(☎82-2780)